

岐阜県本巣市（国内9例目）の高病原性鳥インフルエンザ発生農場に係る  
疫学調査チームの現地調査概要

令和6年11月19日に実施した現地調査により、以下のことを確認した。

1 基本情報

用途（飼養羽数）：採卵鶏（約1.5万羽）

発生家きん舎の構造：低床式開放鶏舎

発生家きん舎の飼養形態：ケージ飼い（ひな壇式2段4列、通路2本）

2 施設の周辺環境・農場概況

- ① 当該農場は平野部に位置しており、周囲は田畑や果樹園に囲まれ、道を挟んだ隣にカントリーエレベーターが存在した。
- ② 当該農場付近にため池などは見られず、農場から南東に約1310m離れた川でマガモが14羽、南に約320m離れた川でカルガモが3羽、南に1030m離れた川でヒドリガモが1羽確認されただけで、農場周辺でカモ類の大きな群れは確認されなかった。また、カントリーエレベーターでは、敷地内の粃殻置場で約30羽のカワラバト（ドバト）の群れを確認した。
- ③ 当該農場は低床式開放鶏舎4棟 集卵庫兼更衣室1棟、堆肥舎2棟からなり、発生鶏舎は4棟並んだ開放鶏舎の中央に位置していた。また、農場入口には、卵を直販するための自動販売機が置かれていた。
- ④ 各鶏舎は鶏舎前方部分が通路で繋がっており、各鶏舎内には、ひな壇式2段ケージが4列設置されていた。

3 通報までの経緯

- ① 農場主によると、発生鶏舎（通報時約516日齢及び454日齢）では約5,000羽の採卵鶏が飼養されており、平時の死亡羽数は、1日当たり約0～3羽程度であったとのこと。
- ② 11月17日、発生鶏舎において死亡鶏7羽が確認されたとのこと。死亡鶏は516日齢のロットであり、鶏舎中央から後方付近の中央のレーンの上段のケージにおいて、固まって確認されたとのこと。翌18日、当該ケージの隣やその周辺のケージで12羽の死亡が確認されたことから、農場主が家畜保健衛生所に通報したとのこと。
- ③ 調査時、発生鶏舎では、通報があった発生ケージの周辺で死亡鶏がいくつか確認された他、死亡鶏や衰弱した鶏が散在して確認された。その他、発生鶏舎以外の鶏舎においても、沈鬱を呈した鶏が1鶏舎当たり数羽程度確認された。

4 管理人及び従業員

- ① 当該農場では、農場主を含め従業員が5名、パート従業員が2名従事していた。従業員のうち2名は鶏の健康観察、給餌器の稼働、死亡鶏の処理、集糞等の全体的な飼養管理、残りの従業員3名とパート従業員2名は集卵作業に従事していたとのこと。

5 施設の飼養衛生管理

- ① 農場入口には、消石灰が敷かれた車両約2台分の駐車スペースがあり、来場者は、当該スペースに車を停めていたとのこと。農場主によると、農場入口には動力噴霧器は設置していないが、外部業者には蓄圧式消毒器の持参と車両消毒を依頼していたとのこと。なお、卵を買いに来る一般客の車両は消毒していないとのこと。
- ② 農場主によると、当該駐車スペースを利用するのは、主に集卵業者、卵を購入する一般客及び農場の衛生検査業者であり、飼料会社や堆肥業者は、当該スペースは利

用せず、農場外の路上に車を駐車し、搬出入の作業を行っているとのこと。

- ③ 従業員が衛生管理区域に入る際は、農場専用の作業着の着用、長靴交換、手指消毒を実施しているとのこと。また、農場の衛生管理区域に立ち入る外部事業者は農場の衛生検査業者のみであり、立ち入りの際は、入口で持参した専用作業着と長靴に交換し、手指消毒を行っていたとのこと。
- ④ 従業員が鶏舎に立ち入る際は、各鶏舎を繋ぐ通路に設置された踏込消毒槽（逆性石けん、毎日交換）で靴底を消毒し、鶏舎入口に設置された消毒用スプレーで手指消毒を行っていたとのこと。なお、鶏舎間を繋ぐ通路には屋根と防鳥ネットが設置されているが、防鳥ネットの下部には固定されていない箇所があり、一部で隙間が確認された。
- ⑤ 当該農場では、鶏舎毎のオールイン・オールアウトは行っていないが、鶏舎内のケージの列毎にロット管理をしており、鶏の導入や出荷は、ロット単位で行っていたとのこと。
- ⑥ 鶏舎の側面及びモニターの窓には、ロールカーテンが設置され、金網（約1.5 cm×1.5 cm や約2.0 cm×2.0 cm等）が張られていたが、金網の一部に破れが確認された。また、これとは別途、鶏舎側面にはプラスチック製の防鳥ネットが設置されていたが、ネットの端や下部は固定されていない箇所があり、隙間が確認された。
- ⑦ 集卵作業は鶏舎毎に行われ、集卵を担当する従業員がトレーに並べた後、農場入口の集卵庫まで運び、週3回、集卵業者が集荷していたとのこと。
- ⑧ 鶏糞は、ケージラインの下に堆積させ、3か月に1回、小型重機を用いて鶏舎外に搬出していたとのこと。その後、鶏糞は堆肥舎で熟成させ、肥料会社や近隣の農家に引き渡していたとのこと。なお、堆肥の引き渡しは、農場外の路上で行われるため、農場の衛生管理区域に立ち入ることは無いとのこと。
- ⑨ 飼料タンクは農場脇の道路に接しており、飼料会社は農場内に立ち入ることなく、路上から飼料を供給していたとのこと。なお、飼料タンクの上部には蓋が設置されており、閉鎖系ラインで鶏舎内に繋がっていた。
- ⑩ 給与水には、未消毒の井戸水を使用しているとのこと。
- ⑪ 農場主によると、死亡鶏や廃棄卵については、鶏舎床面に堆積した鶏糞の上にそのまま廃棄していたとのこと。

## 6 野鳥・野生動物対策

- ① 農場主によると、鶏舎の屋根でカラス類を見かけることがあるとのこと。また、鶏舎内ではネズミを確認する他、スズメやセキレイ等の野鳥、ネコが鶏舎に侵入することもあったとのこと。調査時、鶏舎内で、ネコ等の動物により食べられ骨だけになった鶏の死骸が確認された。
- ② 農場主によると、ネズミ対策として、月2回程度、農場主が殺鼠剤やトラップを自ら設置しているとのこと。

（以上）